

令和4年

第1回市議会定例会 議案第34号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条中「児童等」を「児童」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表第13条の項中「児童等」を「児童」に改める。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設の長による懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を整備するため